

広島市告示（安佐北区）第36号
令和8年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）

第11条第2項の規定により、令和8年4月15日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

<p>放置自転等を撤去した場所</p>	<p>保管自転等の車体番号・防犯登録番号・その他 保管自転等を特定する為に必要な事項</p>	<p>放置自転車等を保管している場所並びに返還 手続きを行う場所及び日時</p>
<p>安佐北区内 放置規制区域外</p>	<p>別添のとおり</p>	<p>放置自転車等を保管している場所 並びに返還手続きを行う場所</p>
		<p>広島市西区扇二丁目1番地 広島市西部自転車等保管所 電話 082-277-7916</p>
	<p>返還手続きを行う日時</p>	
	<p>月曜日～日曜日 10時30分～19時まで なお、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)の間は取り扱いません。</p>	
	<p>[問い合わせ先] 安佐北区農林建設部維持管理課 電話 (082) 819-3925</p>	